

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
1	防災計画	-	-	目次 ii	II.. 風水害・土砂災害編 (水防計画 7-1) V 地区防災計画	II.. 風水害・土砂災害編 (水防計画) 7-1 ↓ II.. 風水害・土砂災害編 (水防計画) II -1  V. 地区防災計画 1-1 ↓ 地区防災計画 V-1	誤記	滋賀県知事公室防災危機管理局
2	防災計画	I 共通	1	I -1-7	大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	下記のとおり修正 ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を →気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う	誤記	彦根中央気象台
3	防災計画	I 共通	9	I -1-9	大阪ガス株式会社 (京滋導管部)	大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業部) に変更	組織変更のため	大阪ガスネットワーク株式会社
4	防災計画	I 共通	1	I -1-11	第5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者 【その他防災上必要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱】	表中 機関名「あいコムこうか」の下に「エフエム花」を追加	令和5年9月より、甲賀市の一部を対象とするコミュニティFMとして開局し本市と防災協定を締結	秘書広報課
5	防災計画	I 共通	3	I -3-2	1. 災害に強いまちづくりにおける重点施策 (2) 子ども達の命を守る教育施設の耐震化の促進	幼稚園を削除し、保育園→保育園等に修正	幼稚園が廃止されるため	保育幼稚園課
6	防災計画	I 共通	3	I -3-4	第1節 防災ビジョン 3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策 ■階層的な防災体制のイメージ	◆防災の基本単位 ( ) にある「区・自治会」とその下段の◆防災地区 ( ) にある「自治会」の表記を「区・自治会」に統一	文言の整理	会計管理組織
7	防災計画	I 共通	4	I -4-10	第5節 施設等の整備 第1 防災拠点の整備	副担当「水口医療介護センター」を削除	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
8	防災計画	I 共通	4	I -4-10	第5節 施設等の整備 第1 防災拠点の整備 2.医療介護拠点の整備	公立甲賀病院を医療介護中心拠点、信楽中央病院及び水口医療介護センターを医療介護拠点と位置づけ、 ↓ 公立甲賀病院を「医療介護中心拠点」市立医療機関を「医療介護拠点」として位置づけ、	水口医療介護センターはR6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
9	防災計画	I 共通	4	I -4-13	第5 建造物の安全化 2 事業計画 (3) 安全対策	以下の通り修正： ・第5 建造物等の安全化 (「等」を追記) ・担当課欄に都市計画課を追加 ・(3) 安全対策の文章末尾に「併せて、看板等の屋外広告物については、管理者に対して安全管理の啓発を図る」を追記	経年劣化や地球温暖化による自然災害の激甚化により、屋外広告物の落下等による事故事例が全国的に散見されるため追加	滋賀県知事公室防災危機管理局
10	防災計画	I 共通	4	I -4-15	I.第4章 災害に強いまちづくりの推進 第8.鉄道施設の安全化	担当欄に一般社団法人近江鉄道線管理機構、信楽高原鉄道株式会社を追加		公共交通推進課
11	防災計画	I 共通	5	I -5-2	第1 市民に対する防災知識の普及・啓発 1. (3) 文中	「避難路の確認」→「避難経路の確認」	誤記	保育幼稚園課
12	防災計画	I 共通	5	I -5-14	第4節 避難行動要支援者の災害予防計画 第1 避難行動要支援者の災害予防計画 2. 現況	「よりきめの細かい」→「よりきめ細かな」	文言の整理	地域共生社会推進課
13	防災計画	I 共通	5	I -5-17	第2 社会福祉施設等における災害予防計画 2. 避難所における避難行動要支援者への配慮	「バリアフリーの視点から、」→「バリアフリーの視点から、」	誤記	地域共生社会推進課

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
14	防災計画	I 共通	5	I-5-17	第2 社会福祉施設等における災害予防計画 2. 避難所における避難行動要支援者への配慮	文中「から、」→「 <b>から、</b> 」	誤記	滋賀県知事公室防災危機管理局
15	防災計画	I 共通	5	I-5-18	第2 社会福祉施設等における災害予防計画 3. 応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮	「きめ細かい」→「 <b>きめ細かな</b> 」	誤記	地域共生社会推進課
16	防災計画	I 共通	5	I-5-18	第3 旅行者及び外国人に対する災害予防計画	担当課欄を以下の通り修正： 甲賀市国際交流協会 → <b>(一社) 甲賀市国際交流協会</b> 同センターを運営する <b>(一社) 甲賀市国際交流協会</b>	組織変更のため	市民活動推進課
17	防災計画	I 共通	6	I-6-5	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画	<b>副担当「水口医療介護センター」を削除</b>	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
18	防災計画	I 共通	6	1-6-7	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・避難所指定計画 2 事業計画	以下の文章を追記 <b>(5) 移動型仮設避難設備の活用</b> 必要に応じ、コンテナハウス等移動型の仮設避難設備の借用を民間協定先等へ依頼する	民間協定先等への依頼を追加	危機管理課
19	防災計画	I 共通	6	I-6-11	第3節 救援体制整備計画 第1 救急救助の充実	<b>副担当「水口医療介護センター」を削除</b>	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
20	防災計画	I 共通	6	I-6-12	第3節 救援体制整備計画 第2 医療救護の充実	<b>主担当「水口医療介護センター」を削除</b> <b>副担当「医療政策室課」→「医療政策室」</b>	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
21	防災計画	I 共通	6	I-6-14	第3節 救援体制整備計画 第4 医薬品の確保	<b>主担当「水口医療介護センター」を削除</b>	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
22	防災計画	I 共通	7	1-7-2	3.消防団組織 (1)市消防団の分断割表 ア 水口方面隊 エ 甲南方面隊	北泉 → <b>北泉一丁目・北泉二丁目</b> 耕心1～4丁目 → <b>耕心1丁目～4丁目</b>		危機管理課
23	防災計画	I 共通	7	I-7-3	土山方面隊 第1分団	3班→ <b>2班</b>		土山地域市民センター 地域振興課
24	防災計画	I 共通	7	I-7-3	土山方面隊 第1分団 小型動力ポンプ（積載車）	4台→ <b>3台</b>		土山地域市民センター 地域振興課
25	防災計画	I 共通	7	I-7-3	甲賀市消防団 組織図	<b>令和5年4月1日現在に変更</b>	時点修正	信楽地域市民センター 危機管理課
26	防災計画	I 共通	7	I-7-7	第3節 警備計画 (5) 代替施設	甲賀市まちづくり活動センター →甲賀市まちづくり活動センター「 <b>まるむ</b> 」		市民活動推進課
27	防災計画	I 共通	7	I-7-26	第8節 鉄道施設応急対策計画	担当欄に <b>一般社団法人近江鉄道線管理機構</b> を追加		公共交通推進課
28	防災計画	I 共通	7	1-7-27～ 28	第9節 公共通信・放送施設応急対策計画 第2 放送施設応急対策計画	<b>(6) エフエム花</b> を追加		危機管理課
29	防災計画	I 共通	1	I-7-30	第2 市庁舎等の応急対策計画 (2) 修理の対応	「財政課と協議の上」 → 「 <b>管財課</b> と協議の上」 「財政課との協議の上」 → 「 <b>管財課</b> との協議の上」	組織改編の際、修正漏れのため	契約検査課
30	防災計画	I 共通	7	I-7-38	大阪ガス株式会社	大阪ガス株式会社のとに「 <b>大阪ガスネットワーク株式会社</b> 」を追加	組織変更のため	大阪ガスネットワーク株式会社
31	防災計画	I 共通	7	I-7-48	第15節 情報計画 第1 被害状況調査計画	<b>市民活動推進課を副担当に追加</b>	区・自治会、自治振興会と連携する市民活動推進課が入るのが適切なため	会計管理組織

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
32	防災計画	I 共通	7	I -7-51	第2 被害報告計画	担当課欄に「 <b>〇林業振興課</b> 」を追加	林道の損壊及び山の崩落等の被害発生が予想されるため	林業振興課
33	防災計画	I 共通 ・Ⅲ特殊	7・2	I -7-53 Ⅲ -2-3	第2 被害報告計画 2 被害即報及び被害報告要領 [火災・災害等即報連絡先]  第4節 危険物等応急対策計画 第1 危険物施設応急対策計画 [火災・災害等即報連絡先]	<p>[火災・災害即報連絡先] を以下の通り追記・修正 滋賀県 ○勤務時間内（消防・保安係） NTT TEL 077-528-3431（直通） FAX 077-528-6037 E-mail as0003@pref.shiga.lg.jp</p> <p>○勤務時間外（宿直）（無線統制室） NTT TEL 077-528-3436 FAX 077-523-6390 E-mail as00@pref.shiga.lg.jp</p> <p>消防庁 ○勤務時間内（応急対策室） NTT 03-5253-7527 E-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp 防災 TEL（応急対策第一係） *6-048-500-9043422 *6-048-500-9043423 TEL（応急対策第二係） *6-048-500-9043425 *6-048-500-9043426 FAX *6-048-500-9049033</p> <p>○勤務時間外（応急対策室） TEL 03-5253-7777 E-mail fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp TEL（宿直室A）*6-048-500-9049101 TEL（宿直室B）*6-048-500-9049102 FAX *6-048-500-9049036 LASCOM第3世代局の自治体から消防庁にFAXする場合はFAX番号の頭の【90】を除いた番号で発信してください。</p>	連絡先番号を最新に更新	甲賀広域行政組合消防本部
34	防災計画	I 共通	7	I -7-54	第3 気象予警報等伝達計画 2 計画の内容 ウ 注意報	大雨注意報（土砂災害）→洪水注意報は警戒レベル2である。 → <b>大雨注意報、洪水注意報は警戒レベル2である。</b>		彦根中央気象台
35	防災計画	I 共通	7	I -7-55	第3 気象予警報等伝達計画 2 計画の内容 オ 全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報	<p>下記のとおり修正： 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 ↓ 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<b>注意・警戒を呼びかけられる場合</b>や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<b>留意点が解説される場合</b>等に発表される。</p>		彦根中央気象台

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
36	防災計画	I 共通	7	I-7-55	第3 気象予警報等伝達計画 2 計画の内容 カ 砂災害警戒情報	下記の通り修正： カ 土砂災害警戒情報  避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 →危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	誤記	彦根中央気象台
37	防災計画	I 共通	7	I-7-55	第3 気象予警報等伝達計画 2 計画の内容 キ 記録的短時間大雨情報	下記の通り修正： 滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。 ↓ 滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。  警報の「危険度分布」で確認する必要がある ↓ キキクルで確認する必要がある		彦根中央気象台
38	防災計画	I 共通	7	I-7-55 ク	第3 気象予警報等伝達計画 2 計画の内容 ク 竜巻注意情報	以下の通り修正：  積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。 ↓ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。	予想外に雷雲が発生・発達した場合など、雷注意報が発表されていない場合に竜巻注意情報が発表される場合もあり得る。	彦根中央気象台
39	防災計画	I 共通	7	1-7-58	(3)気象予警報等の非常伝達	エ コミュニティFMを追加		危機管理課
40	防災計画	I 共通	7	I-7-59	(5)地震情報の伝達 (イ)地震情報 地震情報一覧表	表全体を最新版データ(地震に関する種類及び内容)に差し替え		彦根中央気象台
41	防災計画	I 共通	7	I-7-63	第4 災害広報広聴計画	担当課欄 甲賀市国際交流協会 → (一社) 甲賀市国際交流協会	組織変更のため	市民活動推進課
42	防災計画	I 共通	7	1-7-64	第4 災害広報広聴計画 (2)防災関係機関における広報 ア	ア. に エフエム花を追加		危機管理課

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
43	防災計画	I 共通	7	I-7-64	第4 災害広報広聴計画 2. 計画の内容 (3)要配慮者への広報	「の実施」→「を実施するとともに適宜文字による情報の表示も行う」	聴覚障害者の中には手話が分からない方も少なからずおられるため、そういった方向けに文字による表示も適宜必要であると考える。	滋賀県知事公室防災危機管理局
44	防災計画	I 共通	7	I-7-65	(5) 外国人に対する広報	甲賀市国際交流協会 → (一社) 甲賀市国際交流協会	組織変更のため	市民活動推進課
45	防災計画	I 共通	7	I-7-62	(5) 地震情報の伝達 (ウ) 南海トラフ地震に関連する情報 地震情報伝達系統図	地震情報伝達系統図 に日本放送協会、報道機関への矢印を追加	日本放送協会、報道機関への矢印が抜けている	彦根中央気象台
46	防災計画	I 共通	7	I-7-72	風水害・土砂災害時における避難フロー	友人知人宅 → 親戚知人宅	I-7-74.多様な避難場所の文中表現に統一	信楽地域市民センター
47	防災計画	I 共通	7	I-7-75	第5 避難所の開設等 1. 計画方針	避難所開設・運営フロー 表中 福祉避難室等 → 福祉避難所等	誤記	信楽地域市民センター
48	防災計画	I 共通	7	I-7-87	(1)人命救助の原則の文中	老人 → 高齢者	一般的な表現に改める	信楽地域市民センター
49	防災計画	I 共通	7	I-7-101	第19節 災害救助計画 第10 医療救護計画	副担当「水口医療介護センター」を削除	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室
50	防災計画	I 共通	7	I-7-104	第11 2 (1)	「幼稚園等」→「保育園等」	市内に幼稚園がなくなるため	保育幼稚園課
51	防災計画	I 共通	7	I-7-106	表中 災害の程度の欄の上2枠	「園者」→「園舎」	誤記	保育幼稚園課
52	防災計画	I 共通	7	I-7-117	第21節 災害廃棄物処理計画 2 廃棄物等処理対策	「次に掲げるごみ処理要領に伴い、」を削除	上記削除により不要	生活環境課
53	防災計画	I 共通	7	I-7-117 ~119	第21節 2.(2) 及び図表「各関係機関・団体の役割」	・該当部分を削除 ・(2) 計画の内容 の下に以下の文章を追記： 詳しくは、「甲賀市一般廃棄物処理基本計画 第5編 産業廃棄物処理計画」による。	計画の内容詳細は別にある「災害廃棄物処理計画」を参照していただくこととする。	生活環境課
54	防災計画	I 共通	7	I-7-112	第14 義援金品配分計画 2 計画の内容	義援金に関して「義援金配分委員会設置要綱」の要綱作成を令和6年度上期中に行う	県本部を含む協議会を構成することは記載されているが、市本部において具体的な構成員等をあらかじめ設定しておくほうが有事後の混乱期に公平な配分が速やかにできるため {平成26年6月総務省行政評価結果報告書に基づく}	会計管理組織
55	防災計画	II 水防	1	II-1-1	第1節 概況 第2 気象	以下の通り修正： 滋賀県北部でみられるような雪害、晩霜はほとんどなく、防災上考慮すべき気象災害は、 ↓ 滋賀県北部でみられるような雪害はほとんどなく、防災上考慮すべき気象災害は、		彦根中央気象台

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
56	防災計画	II 水防	1	II-1-1	第1節 概況 第3 雨量	以下の通り修正： 日最大時間雨量は、土山の60mm（1984/7/21） ↓ 日最大時間雨量は、土山の60mm（2023/9/11）  甲賀市信楽で332.9mmを観測 ↓ 甲賀市信楽で332.0mmを観測	時点修正  信楽はアメダスの観測値であるならば332.0mm	彦根中央気象台
57	防災計画	II 水防	1	II-1-6	第5節 台風・大雨災害 第1 台風災害	以下の通り修正： 台風数は年平均25.6個で ↓ 台風数は年平均25.1個で  日本に上陸する台風は年平均2.7個ぐらいで ↓ 日本に上陸する台風は年平均3.0個ぐらいで		彦根中央気象台
58	防災計画	II 水防	1	II-1-6	県に災害をもたらした顕著な台風の表中	室戸台風 → 昭和9年室戸台風 13号台風 → 昭和28年13号台風 伊勢湾台風 → 昭和34年伊勢湾台風 第二室戸台風 → 昭和36年第二室戸台風 18号台風 → 平成25年18号台風	発生年の追記	信楽地域市民センター
59	防災計画	II 水防	2	II-2-1	第1節 水害に強いまちづくり 第1 河川対策 2 事業計画	①地域開発により実施される都市計画 →「都市計画」を削除  ②以下の通り修正： 現在着手している河川改修を促進するとともに、～改修に着手するよう要請する ↓ 現在着手している河川改修を促進するとともに、～改修に着手するよう河川管理者へ要請する	①用語用法上適切でない。  ②誰に要請するのかを明記	滋賀県知事公室防災危機管理局
60	防災計画	II 水防	2	II-2-7	第7 宅地防災計画 2. 事業計画	担当課「〇住宅建築課」 → 削除 (2) げけ地付近等危険住宅移転事業 → 削除	当該事業が無くなったため	住宅建築課
61	防災計画	III 特殊	1	III-1-1	第1章 特殊災害（事故災害）に強いまち・人・システムづくり 第1節 鉄道施設災害予防計画	担当欄に一般社団法人近江鉄道線管理機構を追加		公共交通推進課
62	防災計画	III 特殊	2	III-2-2	第1 情報収集 事故発生時の情報連絡系統図	消防本部、県警察本部、甲賀警察署の固定電話番号の記載	III-2-11 危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図に合わせる。	信楽地域市民センター
63	防災計画	III 特殊	2	III-2-6	第2節 応急対策計画（特殊災害（事故災害）共通） 第7 医療救護活動の実施	副担当「水口医療介護センター」を削除	R6.4.1より指定管理となるため	医療政策室

# 防災計画 主な修正項目一覧【本編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
64	防災計画	Ⅲ特殊	2	Ⅲ-2-8	第3節 鉄道施設応急対策計画 第1 鉄道事業者の方針・ 第2 鉄道事業者の措置	・担当欄に「一般社団法人近江鉄道線管理機構を追加 ・（信楽高原鐵道株式会社）→（信楽高原鐵道株式会社、近江鉄道株式会社）に 修正 ・3.第3種鉄道事業者（甲賀市）のあとに「一般社団法人近江鉄道線管理機構」を追加 ・1.第1種鉄道事業者（西日本旅客鐵道株式会社（京滋支社）のあとの「近江鉄道 株式会社」を削除		公共交通推進課
65	防災計画	Ⅲ特殊	2	Ⅲ-2-10	第1 危険物施設応急対策計画	【作業中止と施設点検】 爆発等の恐れ → おそれ	漢字では虞となるが、この場合は漢字表記はされていない。	甲賀広域行政組合消防本部
66	防災計画	Ⅳ復旧	1	Ⅳ-1-1	第1章 災害復旧・復興計 第1節 復旧復興計画の策定	担当課にマネジメント推進室を追加	組織改編による	危機管理課 マネジメント推進室
67	防災計画	Ⅳ復旧	1	Ⅳ-1-1	第1章 災害復旧・復興計 第1節 復旧・復興計画の策定」の担当部局	「○財政課、」の後に「○人事課、」を追加する。	復旧・復興にかかる人員配置に関して人事課の参画が必要	政策推進課
68	防災計画	Ⅳ復旧	1	Ⅳ-1-2	第1章 災害復旧・復興計 第2節 公共施設の災害復旧計画 第1 災害復旧事業の種類	担当課にマネジメント推進室を追加	組織改編による	危機管理課 マネジメント推進室
69	防災計画	Ⅳ復旧	1	Ⅳ-1-2	第1章 災害復旧・復興計 第2節 公共施設の災害復旧計画 第6節 防災業務関係者に 復旧事業の方針	担当課にマネジメント推進室を追加	組織改編による	危機管理課 マネジメント推進室
70	防災計画	全体	全体	全体	（担当課欄） 生活環境課が担当・副担当となっている部分	（担当課欄） 生活環境課が担当・副担当となっている部分に環境未来都市推進室を追加	組織変更のため	環境未来都市推進室

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
1	防災計画	資料編	1	1-1 1-2 1-9 1-17 1-18 1-19	1.2 災害時有線電話一覧 1.3 甲賀市衛星回線一覧 1-9 1.8.2 信楽地域 駐車場 耐久表示（ヘリサイン） 1.10 公共施設耐震化状況	R 6. 4月から変更となる「市民センター」や「公民館」などを新名称に修正  伴谷公民館 → 伴谷コミュニティセンター 大野公民館 → 大野コミュニティセンター 山内公民館 → 山内コミュニティセンター 土山中央公民館 → 土山コミュニティセンター 鮎河公民館 → 鮎河コミュニティセンター 大野公民館 → 大野コミュニティセンター 山内公民館 → 山内コミュニティセンター 岩上公民館 → 岩上コミュニティセンター 貴生川公民館 → 貴生川コミュニティセンター 水口中央公民館 → 水口西部コミュニティセンター 柏木公民館 → 柏木コミュニティセンター※ ※令和7年度供用開始に向け工事中（その間は柏木小学校体育館を代替施設とする） 希望ヶ丘防災コミュニティセンター → 希望ヶ丘コミュニティセンター 朝宮地域市民センター → 朝宮コミュニティセンター 多羅尾地域市民センター → 多羅尾コミュニティセンター 老人福祉センター佐山荘 → 佐山コミュニティセンター	「甲賀市コミュニティセンター条例等の一部を改正する等の条例」及び「甲賀市公民館条例の一部を改正する条例」に基づき施設名を変更	社会教育スポーツ課
2	防災計画	資料編	1	1-1	1.2 災害時優先電話一覧	「土山保育園」 → 「土山こども園」 「甲賀西保育園南分園」 → 「油日こども園」 「甲賀東保育園」 → 「大原こども園」	令和6年4月～施設名変更	保育幼稚園課
3	防災計画	資料編	1	1-12	1.9.1 甲賀圏内の医療機関	県内病院一覧（令和5年2月1日現在） → 県内病院一覧（令和6年2月1日現在）	時点修正のため	医療政策室
4	防災計画	資料編	1	1-13～ 1-14	1.9.2 市内診療所	・以下を追加： 診療所名：すずき皮膚科クリニック 所在地：水口町南林口49 電話番号：65-2220  ・医療法人山田外科医院を削除  ・「みなくち内科・消化器内科」→「みなくちこどもクリニック」に変更  ・隠岐医院を削除  ・県内一般診療所一覧（令和5年2月1日現在） → 県内一般診療所一覧（令和6年2月1日現在）	最新のデータに更新 時点修正	医療政策室
5	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	「水口西保育園」を削除	令和6年4月～閉園	保育幼稚園課



# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
6	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	「油日幼稚園・甲賀西保育園南分園」→「 <b>油日こども園</b> 」	令和6年4月～施設名称変更	保育幼稚園課
7	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	<b>甲南西保育園 削除</b>	令和6年3月閉園 令和6年度中に解体予定	保育幼稚園課
8	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	<b>甲南東保育園 削除</b>	令和6年3月閉園 令和6年度中に解体予定	保育幼稚園課
9	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	<b>甲南南保育園 削除</b>	令和6年3月閉園 令和6年度中に解体予定	保育幼稚園課
10	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	「信楽幼稚園・信楽保育園」→「 <b>信楽こども園</b> 」	令和6年4月～施設名称変更	保育幼稚園課
11	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	「土山幼稚園・土山保育園」→「 <b>土山こども園</b> 」	令和6年4月～施設名称変更	保育幼稚園課
12	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	<b>伴谷保育園 削除</b>	令和5年3月末閉園 解体済	保育幼稚園課
13	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	<b>伴谷幼稚園 削除</b>	令和5年3月末閉園 解体済	保育幼稚園課
14	防災計画	資料編	1	1-18	1.10 公共施設耐震化状況	「大原幼稚園・甲賀東保育園」→「 <b>大原こども園</b> 」	令和6年4月～施設名称変更	保育幼稚園課
15	防災計画	資料編	1	1-19	1.10 公共施設耐震化状況の表中	「小原地域市民センター」→ <b>「柞原会館」</b>	元々の建物名称は「柞原会館」であるため	信楽地域市民センター

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
16	防災計画	資料編	1	1-23	1.13.1 甲賀広域行政組合消防本部職員数	「令和4年」 → 「令和5年」 消防本部 「44人」 → 「40人」 水口消防署 「51人」 → 「49人」 内 水口消防署土山分署 「6人」 → 「7人」 甲南消防署 「31人」 → 「30人」 信楽消防署 「25人」 → 「22人」 湖南中央消防署 「50人」 → 「49人」 内 湖南中央消防署湖南石部分署 「6人」 → 「7人」	令和5年10月1日付けの人事異動による職員数変更	甲賀広域行政組合消防本部
17	防災計画	資料編	1	1-23	1.13.3 市消防車両数	令和4年12月1日現在 → 令和6年2月1日時点 小型動力ポンプ積載車 94台 → 90台 消防車両計 128台 → 124台	時点修正のため	危機管理課
18	防災計画	資料編	1	1-24	1.14 交番・駐在所	「甲賀警察署警備課」→「甲賀警察署」	各交番・駐在所の代表連絡先のため	生活環境課
19	防災計画	資料編	1	1-24	1.14 交番・駐在所	各交番・駐在所の電話番号を甲賀警察署の番号(62-4155)に統一	各交番・駐在所の連絡先が甲賀警察署に一本化されたため	生活環境課
20	防災計画	資料編	1	1-5	1.6 緊急輸送道路 市内における第1次、第2次緊急輸送道路	表中 ①路線名：一般国道1号 区間：土山町山中～大津市横木一丁目 の延長 (km) 56.0 → 56.6 に変更 ②路線名：大野名坂線 区間：水口町東名坂～水口町本綾野 を削除 ③路線名：新町・貴生川幹線 区間：水口町水口～水口町水口 延長 (km) 0.1 → 0.2 に変更 ④区分：第2次 路線種別：市道 路線名：信楽停車場線 区間：信楽町長野～信楽町長野 延長 (km) 0.2 を新規追加	滋賀県緊急輸送道路更新に合わせて修正	滋賀県知事公室防災危機管理局
21	防災計画	資料編	3	3-7	3.2 防災重点のため池箇所 大熊池	瀬音 → 瀬ノ音	誤記	土山地域市民センター 地域振興課

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
22	防災計画	資料編	3	3-7	3.2 防災重点のため池箇所 大谷池	土山町新里 → 土山町大野新里	誤記	土山地域市民センター 地域振興課
23	防災計画	資料編	3	3-10	3.2 防災重点ため池箇所	名畑池（下）を削除	防災重点農業用ため池を解除されたため。	農村整備課
24	防災計画	資料編	3	3-10	3.2 防災重点ため池箇所	名畑池（上）を削除	防災重点農業用ため池を解除されたため。	農村整備課
25	防災計画	資料編	3	3-22	3.7 土石流危険渓流	多羅尾保育園 削除	削除漏れ (令和2年 解体済)	保育幼稚園課
26	防災計画	資料編	3	3-23	3.7 土石流危険渓流	表中 保全対象 「多羅尾公民館」 → 「多羅尾コミュニティセンター」	「甲賀市コミュニティセンター条例等の一部を改正する等の条例」及び「甲賀市公民館条例の一部を改正する条例」に基づき施設名を変更	社会教育スポーツ課
27	防災計画	資料編	3	3-41	表中 2列目	保育園集会所 削除	削除漏れ (令和2年 解体済)	保育幼稚園課
28	防災計画	資料編	3	3-72	3.10.4土砂災害（特別）警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設	表ごとすべて差し替え	滋賀県防災危機管理局より最新の県所管の用配慮者利用施設リストの送付あり	滋賀県知事公室防災危機管理局 危機管理課
29	防災計画	資料編	3	3-74	3.10.4 土砂災害（特別）警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設	○土石流 表中 11 ルナハイツ を削除	グループホーム廃止のため	障がい福祉課
30	防災計画	資料編	3	3-84	3.14 山地災害危険地区 (崩落土砂流出危険地区) 所在地	『水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町』を加筆	滋賀県地域防災計画（資料編）と記載を統一	建設管理課
31	防災計画	資料編	3	3-89～ 3-90	3.18 浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設 表中	○地先の安全度マップ表中 以下を追記 29 ふくやまHOME 【R6.3未現在 休止中】 31 メゾンもとみ 【R6.3未現在 休止中】 47 緑の家 【R6.3未現在 休止中】	グループホーム休止中のため ※直近で再開の予定はない	障がい福祉課
32	防災計画	資料編	3	3-9	3.2 防災重点ため池箇所	大原貯水池を削除	防災重点農業用ため池を解除されたため。	農村整備課
33	防災計画	資料編	3	3-90	3.18 浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設 表中	○地先の安全度マップ表中 44 自立支援ホーム楓生 を削除	グループホーム廃止のため	障がい福祉課
34	防災計画	資料編	3	3-93	3.20 震度計設置場所	信楽地域市民センター敷地内 滋賀県 ↓ 信楽地域市民センター施設内 滋賀県 信楽地域市民センター敷地内 防災技術科学研究所	信楽地域では気象庁以外にも設置されているため	信楽地域市民センター

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
35	防災計画	資料編	4	4-1	4.1 危険物製造所等設置状況	<p>「令和4年3月31日現在」 → 「令和5年3月31日現在」                      「完成検査済証交付施設数合計721箇所」 → 「712箇所」                      「完成検査済証交付施設数事業所数234箇所」 → 「235箇所」                      「屋内貯蔵所160箇所」 → 「164箇所」                      「屋外タンク143箇所」 → 「134箇所」                      「地下タンク貯蔵所123箇所」 → 「122箇所」                      「移動タンク53箇所」 → 「52箇所」                      「小計514箇所」 → 「507箇所」                      「給油取扱所77箇所」 → 「75箇所」                      「小計179箇所」 → 「177箇所」</p>	令和5年3月31日現在のものに修正	甲賀広域行政組合消防本部
36	防災計画	資料編	4	4-1	4.3 高压ガス	<p>表住所の修正                      ・バイエル薬品株式会社                      121-1番地 → 121番地1                      ・湖南精工株式会社甲賀工場                      2202-28番地 → 2002-28                      ・大阪ウェルディング工業株式会社 甲賀市水口町宇川下川原1426-10 → 「<b>下川原</b>」を削除                      ・株式会社日立建機ティエラ生産本部 → 1-2番地 → 1番地2                      ・五洋電気株式会社 464-1 → 464番地1                      ・株式会社大阪特殊鋼管製造所 滋賀工場 414-1番地 → 414番地1</p>	誤記	危機管理課
37	防災計画	資料編	4	4-3 ~4-13	表のすべて	最新の一覧表に差し替え	時点修正（文化財の新規指定や解除による）	歴史文化財課
38	防災計画	資料編	5	5-1	5.1 アメダスによる観測地から 5.7 水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）まで	<p>下記の通り修正：                      滋賀県土木防災情報システム                      (<a href="https://shiga-bousai.jp/index.php">https://shiga-bousai.jp/index.php</a>) 参照</p>	誤記	彦根中央気象台
39	防災計画	資料編	5	5-6	5.10 孤立集落の可能性一覧	表の見直し	内容の見直しとデータの更新を行う（継続検討）	会計管理組織

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
40	防災計画	資料編	6	6-9から6-28 まで	資6-9から資6-16 火災・災害等即報要領  資6-17から資6-19 災害報告取扱要領  資6-20から資6-28まで 即報基準及び各様式	火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領、即報基準及び各様式の全部差替え	火災・災害等即報要領等が令和3年5月（消防応29号）により改正が加えられたため	甲賀広域行政組合消防本部
41	防災計画	資料編	6	6-47	6.29 避難者カード（様式第1号）	最新の様式に差し替え	現在使用のものとの相違	市民課
42	防災計画	資料編	6	6-56	6.40 義援金品引継書 様式2号	@を削除	押印の必要がないため	会計管理組織
43	防災計画	資料編	6	6-57	6.41 義援金品受領書 様式3号	@を削除	押印の必要がないため	会計管理組織
44	防災計画	資料編	6	6-57	6.41 義援金品受領書 様式3号	「殿」を「様」に変更	殿は目下の人に使う敬称のため	会計管理組織
45	防災計画	資料編	6	6-61	6.45 関係機関連絡表	「甲賀警察署警備課」→「甲賀警察署」	各交番・駐在所の代表連絡先のため	生活環境課 井口恵美 内線：1152
46	防災計画	資料編	6	6-62	大阪ガス株式会社京滋事業部計画室 大阪ガス導管事業部中央指令室	大阪ガス株式会社京滋事業部計画室を下記のとおり変更： 大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部 対策室 075-315-5593（TEL） 京都市下京区中堂寺粟田町93 075-315-8911（FAX）  大阪ガス導管事業部中央指令室を下記のとおり変更： 大阪ガスネットワーク株式会社 供給指令部 中央指令室 0120-8-19424（TEL） 大阪市中央区平野町4丁目1-2	組織変更のため	大阪ガスネットワーク株式会社
47	防災計画	資料編	6	6-62	6.45 関係機関連絡表	各交番・駐在所の電話番号を甲賀警察署の番号(62-4155)に統一	各交番・駐在所の連絡先が甲賀警察署に一本化されたため	生活環境課

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
48	防災計画	資料編	6	6-62	6.45 表中	<p>機関名：信楽消防署の下部に追記：</p> <p>機関名：湖南中央消防署 電話番号：72-0119 所在地：湖南省中央1丁目1番地 FAX番号：72-7737</p> <p>機関名：湖南中央消防署湖南石部分署 電話番号：77-2119 所在地：湖南省石部中央4丁目1番6号 FAX番号：77-3588</p>	新たに追加のため	甲賀広域行政組合消防本部
49	防災計画	資料編	7	7-8	7.5 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書	<p>表中</p> <p>品川区のあとに「<b>大田区</b>」を追加 「<b>函南市</b>」 → 「<b>函南町</b>」に修正</p>	誤記	危機管理課
50	防災計画	資料編	7	7-18	7.10 民間との相互応援協定	<p>エフエム花との協定内容を追加 (災害時等における甲賀市とエフエム花との相互協力に関する協定書)</p>	新規追加	危機管理課
51	防災計画	資料編	7	7-18	7.10 民間との相互応援協定	<p>滋賀県学校給食協同組合との協定内容を追加 (学校給食会加工委託工場を活用した災害時における食糧品供給に関する協定書)</p>	新規追加	危機管理課
52	防災計画	資料編	7	7-18	7.10 民間との相互応援協定	<p>滋賀県環境事業協同組合・(株)水口テクノス・(株)ヒロセ・(株)日映日野との協定 (「災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書」) を追加</p>	追記漏れ	環境未来都市推進室

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
53	防災計画	資料編	8	8-5	8.4 甲賀市防災行政無線条例	項目を削除	条例廃止のため	危機管理課
54	防災計画	資料編	10	10-1	10.1 早期開設の避難場所	甲南西保育園 削除	令和6年3月閉園 令和6年度中に解体予定	保育幼稚園課
55	防災計画	資料編	10	10-1 ~35	10.1 早期開設の避難場所の「管轄部署」および「施設名」 10.2 指定緊急避難場所一覧の「施設・場所名」 10.3 指定避難所一覧	令和6年4月から変更となる「地域市民センター」や「公民館」等を新名称に変更  甲賀大原地域市民センター → 甲賀地域市民センター 甲南第一地域市民センター → 甲南地域市民センター 伴谷地域市民センター → 伴谷コミュニティセンター 柏木地域市民センター → 柏木コミュニティセンター※ ※令和7年度供用開始に向け工事中（その間は柏木小学校体育館を代替施設とする）  岩上地域市民センター → 岩上コミュニティセンター 鮎河地域市民センター（鮎河公民館） → 鮎河コミュニティセンター 土山中央公民館 → 土山コミュニティセンター 山内地域市民センター（山内公民館） → 山内コミュニティセンター 大野地域市民センター（大野公民館） → 大野コミュニティセンター 希望ヶ丘防災コミュニティセンター → 希望ヶ丘コミュニティセンター 多羅尾地域市民センター → 多羅尾コミュニティセンター	「甲賀市コミュニティセンター条例等の一部を改正する等の条例」及び「甲賀市公民館条例の一部を改正する条例」に基づき施設名を変更	社会教育スポーツ課
56	防災計画	資料編	10	10-2	10.2 指定緊急避難場所一覧	旧水口西保育園 削除	令和6年4月～閉園	保育幼稚園課
57	防災計画	資料編	10	10-2	10.2 指定緊急避難場所一覧	水口西保育園 削除	令和6年4月～閉園	保育幼稚園課
58	防災計画	資料編	10	10-2 10-6	10.2 指定緊急避難場所一覧 10.3 指定避難所一覧	水口西部コミュニティセンター 想定収容可能人数 屋内：640人 屋外：2,200人	建物新築により変更	危機管理課 住宅建築課
59	防災計画	資料編	10	10-6	10.3 指定避難所一覧	旧水口西保育園 削除	令和6年4月～閉園	保育幼稚園課

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
60	防災計画	資料編	10	10-6	10.3 指定避難所一覧	「あいみらい保育園」を指定避難場所に追加 開設基準：第2次開設（不足時対応） 施設・場所名：あいみらい保育園 所在地：水口町鹿深3-39 施設管理者：甲賀市 管理担当連絡先 外線：69-6450 想定収容可能人数 屋内：457 想定収容可能人数 屋外：247		保育幼稚園課
61	防災計画	資料編	10	10-8	10.3.2 指定避難所	「旧鮎河小学校」→「旧鮎河小学校（体育館）」	より正確な記載に変更	危機管理課 政策推進課
62	防災計画	資料編	10	10-8	10.3.2 指定避難所（土山地域）	「土山保育園」→「土山こども園」	令和6年4月～施設名変更	保育幼稚園課
63	防災計画	資料編	10	10-10	10.3.4 指定避難所（甲南地域）	甲南東保育園 削除	令和6年3月閉園 令和6年度中に解体予定	保育幼稚園課
64	防災計画	資料編	10	10-10	10.3.4 指定避難所（甲南地域）	甲南南保育園 削除	令和6年3月閉園 令和6年度中に解体予定	保育幼稚園課
65	防災計画	資料編	10	10-10	10.3.4 指定避難所（甲南地域）	甲南第三地域市民センター → 旧JAこうか宮支所	R6年4月から変更	甲南第一地域市民センター
66	防災計画	資料編	10	10-10	10.3.4 指定避難所(甲南地域)	甲南第二学区に「レイモンド甲賀こども園」を追加	指定避難所の追加のため	危機管理課
67	防災計画	資料編	10	10-11	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	「信楽保育園」→「信楽こども園」	令和6年4月～施設名変更	保育幼稚園課
68	防災計画	資料編	10	10-12	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	指定避難所に「滋賀県立陶芸の森第1駐車場」を追加 NO:11 学区:雲井 留意事項：風水害時のみ使用可能 開設基準：第2次開設（不足時対応） 施設・場所名：滋賀県立陶芸の森第1駐車場 所在地：信楽町勅旨2188-7 施設管理者：滋賀県 管理担当連絡先：0748-83-0909 想定収容可能人数：屋内0、屋外403	指定避難所の追加のため	危機管理課



# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
69	防災計画	資料編	10	10-12	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	指定避難所に「滋賀県立陶芸の森第2駐車場」を追加 NO:12 学区:雲井 留意事項：風水害時のみ使用可能 開設基準：第2次開設（不足時対応） 施設・場所名：滋賀県立陶芸の森第2駐車場 所在地：信楽町勅旨2188-7 施設管理者：滋賀県 管理担当連絡先：0748-83-0909 想定収容可能人数：屋内0、屋外1097	指定避難所の追加のため	危機管理課
70	防災計画	資料編	10	10-12	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	指定避難所に「滋賀県立陶芸の森第4駐車場」を追加 NO:13 学区:雲井 留意事項：地震時のみ使用可能 開設基準：第2次開設（不足時対応） 施設・場所名：滋賀県立陶芸の森第4駐車場 所在地：信楽町勅旨2188-7 施設管理者：滋賀県 管理担当連絡先：0748-83-0909 想定収容可能人数：屋内0、屋外3045	指定避難所の追加のため	危機管理課
71	防災計画	資料編	10	10-12	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	指定避難所に「甲賀市立信楽産業展示館」を追加 NO:14 学区:雲井 留意事項：地震時使用不可 開設基準：第2次開設（不足時対応） 施設・場所名：甲賀市立信楽産業展示館 所在地：信楽町勅旨2188-7 施設管理者：甲賀市 想定収容可能人数：屋内1141、屋外0	指定避難所の追加のため	危機管理課

# 防災計画 主な修正項目一覧【資料編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
72	防災計画	資料編	10	10-12	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	指定避難所に「陶業振興用地」を追加 NO:15 学区:雲井 留意事項：大雨洪水の場合は浸水の危険性があります。 土砂災害危険個所にあるため土砂災害の危険が高まった場合は、山側からできるだけ離れてください。 開設基準：第2次開設（不足時対応） 施設・場所名：陶業振興用地 所在地：信楽町勅旨2200 施設管理者：甲賀市 想定収容可能人数：屋内0、屋外3290	指定避難所の追加のため	危機管理課
73	防災計画	資料編	10	10-12	10.3.5 指定避難所（信楽地域）	NO:11 小原小学校以降のNOを繰り下げ	指定避難所の追加のため	危機管理課
74	防災計画	資料編	10	10-20	10.4.1 自主避難場所一覧(水口地域)	自主避難場所に「南内貴区自治会館（水口町貴生川4丁目61）」を追加	自主避難場所の追加のため	危機管理課
75	防災計画	資料編	10	10-25	10.4.2 自主避難場所一覧(土山地域)	コミュニティセンター須恵の里 →コミュニティハウス須恵の里  コミュニティセンター須恵の里 第2駐車場 →コミュニティハウス須恵の里 第2駐車場	誤記	危機管理課
76	防災計画	資料編	10	10-33	10.4.5 自主避難場所一覧(信楽地域)	陶芸の森駐車場 →陶芸の森第3駐車場	追記漏れ	危機管理課
77	防災計画	資料編	11	11-1	全て	表ごとすべて差し替え	施設名称の変更及び時点修正のため	危機管理課
78	防災計画	資料編	11	11-1～20	11-1備蓄倉庫一覧	伴谷地域市民センター → 伴谷コミュニティセンター 希望ヶ丘防災コミュニティセンター → 希望ヶ丘コミュニティセンター 多羅尾地域市民センター → 多羅尾コミュニティセンター	「甲賀市コミュニティセンター条例等の一部を改正する等の条例」に基づき施設名を変更	信楽地域市民センター 危機管理課
79	防災計画	資料編	11	11-1～20	11-1備蓄倉庫一覧	表のデータを更新	時点修正	危機管理課

# 防災計画 主な修正項目一覧【原子力災害対策編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
1	防災計画	原子力	全体	目次, 21,31	第2章 災害事前対策 第1節 基本方針 第6節 防災業務関係者に対する研修の実施等	「防災業務関係者」を「緊急事態応急対策に従事する者」に変更	滋賀県地域防災計画（R5.3月更新）と記載を統一	危機管理課
2	防災計画	原子力	第1	4	2.気象 計画の対象となる原子力事業所 高速増殖原子炉もんじゅ	敦賀市白木2 →敦賀市白木2-1	誤記	危機管理課
3	防災計画	原子力	第1	17	5.指定地方行政機関 2.近畿財務局（大津財務事務所）	表中 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 ↓ (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請	滋賀県防災計画（令和5年3月）に合わせて修正	危機管理課
4	防災計画	原子力	第1	19	7.指定公共機関	表中 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉廃止措置研究開発センター ↓ 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	滋賀県防災計画（令和5年3月）に合わせて修正	危機管理課
5	防災計画	原子力	第1	20	8.指定地方公共機関	「信楽高原鐵道」→「信楽高原鐵道」	誤記	信楽地域市民センター
6	防災計画	原子力	第3	62	9.原子力災害にかかる長浜市広域避難受け入れ避難所	鮎河公民館→鮎河コミュニティセンター 土山中央公民館→土山コミュニティセンター 大野公民館→大野コミュニティセンター 多羅尾地域市民センター→多羅尾コミュニティセンター 希望ヶ丘防災コミュニティセンター→希望ヶ丘コミュニティセンター	R6.4.1 施設名称変更による	危機管理課
7	防災計画	原子力	第3	37	2.施設敷地緊急事態発生等の通報	(4)原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は・・・ ↓ (4)原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は・・・	滋賀県防災計画（令和5年3月）に合わせて修正	危機管理課
8	防災計画	原子力	第3	39	(4)関係周辺市（長浜市、高島市）等との連絡	連絡系統図（原子力緊急事態宣言発出後）の図を差し替え	滋賀県防災計画（令和5年3月）に合わせて修正	危機管理課
9	防災計画	原子力	第3	44	3.市災害対策本部体制設置各班の任務分担	①生活環境課の下に環境未来都市推進室を追加 ②水口医療介護センター長・水口医療介護センター副所長を削除 ③信楽学校給食センターを削除し、教育総務課長に変更	①③組織変更のため ②水口医療介護センターは指定管理になるため滋賀県防災計画（令和5年3月）に合わせて修正	危機管理課

# 防災計画 主な修正項目一覧【原子力災害対策編】

資料 1 - 3

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
10	防災計画	原子力	第3	48	2.緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理 (1)緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理の指標	「妊婦に関しては…」を 「女性に関しては…」に修正	滋賀県防災計画（令和5年3月） に合わせて修正	危機管理課
11	防災計画	原子力	第3	57	第8節 他自治体への支援（避難者受入計画） 第1 広域避難にともなう市外からの避難者の受け入れ 1.市及び長浜市との連絡体制	表中  甲賀市 一般回線（代表） 0748-69-0650 →0748-65-0650	誤記	危機管理課